

後期高齢者医療制度のお知らせです

令和2・3年度の 後期高齢者 医療保険料率 が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などを推計して2年ごとに見直されます。長野県における令和2・3年度の保険料率は、後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり決定しました。保険料率の改定は、後期高齢者医療制度の財政を安定的に運営するためのものです。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



	改正後	改正前
均等割額	40,907円	40,907円
所得割率	8.43%	8.30%
賦課限度額	640,000円	620,000円

保険料は、加入者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。1人当たりの年間保険料額は、収入金額や世帯構成により異なります。

均等割額 被保険者1人当たり 40,907円	+	所得割額 (前年中の総所得金額等 - 33万円) × 8.43%	=	1人当たりの 年間保険料額 (限度額64万円)
-------------------------------------	---	--	---	---------------------------------------

保険料の軽減について

● 所得の低い方に対する均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円*1以下の場合	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減
うち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合	8割軽減	7割軽減	
33万円*1 + (28.5万円*2 × 世帯被保険者数) 以下の場合	5割軽減		
33万円*1 + (52万円*3 × 世帯被保険者数) 以下の場合	2割軽減		

*1 町県民税の基礎控除額。平成30年度税制改正により、令和3年度から43万円になります。
*2 令和元年度…28万円 *3 令和元年度…51万円

● 元被扶養者に係る保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険(市町村国民健康保険・国保組合を除く)の被扶養者であった方は、所得割額がかからず、制度加入から2年間は均等割額が5割軽減となります。なお、所得の低い方に対する均等割額の軽減(7.75割軽減・7割軽減)に該当する方は、そちらが適用されます。

保険料の納付方法

保険料の納め方は、特別徴収(年金天引)と普通徴収(口座振替・納付書払い)があります。納付書払いの方は、納め忘れのない口座振替への登録をお願いします。

健康診査を受診しましょう!

生活習慣病の早期発見のため、町で実施している健康診査を受診し、健康保持に努めましょう。

問い合わせ先 保健福祉課 介護高齢係 (31) 2512
長野県後期高齢者医療広域連合 026(229) 5320

～障害者手帳などをお持ちの方へ～ 軽自動車税(種別割)および自動車税の 減免が受けられます

障害者手帳などをお持ちの方で軽自動車または自動車を所有している場合は、申請をすると税の減免を受けることができます。

○減免の対象となる障がい

障がいの区分	障がい等級		
	障がい者ご本人が運転する場合	障がい者ご本人以外の方が運転する場合	
視覚障害	1級 2級 3級 4級	1級 2級 3級 4級	
聴覚障害	2級 3級	2級 3級	
平衡機能障害	3級	3級	
音声機能障害	3級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	—	
上肢不自由	1級 2級	1級 2級	
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級 2級 3級	
体幹不自由	1級から3級までの各級と5級	1級 2級 3級	
心臓機能障害	1級 3級	1級 3級	
じん臓機能障害	1級 3級	1級 3級	
呼吸器機能障害	1級 3級	1級 3級	
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級 3級	1級 3級	
小腸の機能障害	1級 3級	1級 3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級 2級	1級 2級
	移動機能	1級から6級までの各級	1級 2級 3級

- 知的障害者手帳の障がいの程度の記載欄に「A」と表示される重度の障がい
- 精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障がい
- 戦傷病者の方についてはお問い合わせください。

申請・問い合わせ先

軽自動車税(種別割)に関すること……町税務課住民税係(32)3126
自動車税に関すること……長野県東信県税事務所0267(63)3136

令和2年度軽自動車税(種別割)は6月1日(月)が納期限

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日に軽自動車等を所有または使用している方が納める税金です。5月中旬に送付する納税通知書により、最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付いただけます。領収書には車検を受ける際に必要となる「納税証明書」が付いていますので、車検と一緒に保管してください。口座振替をご利用の方には、納付の確認後「納税証明書」を送付します。なお「納税証明書」は5月中旬に送付する納税通知書のみ付いています。督促状等には付いていませんので、ご注意ください。督促状等で納付された場合は、税務課窓口で納税証明書の交付を受けることができます。

問い合わせ先
税務課住民税係
(32) 3126